

鳥羽市高等学校通学費等補助事業についてのご案内

○鳥羽市高等学校通学費等補助とは

鳥羽市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため、
高校生の通学等に係る費用の一部補助しています。対象者は、以下のとおりです。

○令和5年度分 申請受付期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月15日(金)



補助の内容について		
対象者	*鳥羽市内在住で県立鳥羽高等学校に通学する生徒の保護者 *離島に住所を有しながら、通学又は下宿等をする生徒の保護者	
補助対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
通学方法等	①公共交通機関 (近鉄、JR、バス、定期船)	②下宿等【離島地区限定】 (下宿、アパート、学生寮等)
補助額(率)	離島地区の場合 定期購入額の4分の1 県立鳥羽高等学校へ通う方の場合 定期購入額の2分の1	下宿等の場合 契約金額(月額)の4分の1 (但し、食費、管理費等を除く) ※月額上限12,500円
必要書類	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・定期券(写)又は通学定期乗車券発行控(写) 【補助対象期間中に購入したすべての定期券(写)又は通学定期乗車券発行控(写)] ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・下宿契約書等(写) ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用
提出先	教育委員会事務局または各連絡所	
その他の注意事項等	・申請書等は、教育委員会事務局と各連絡所に配置しています。鳥羽市ホームページからもダウンロードできます。 ・定期券の写しにつきましては、有効期間満了日の確認できるもの ・通学定期乗車券発行控の写しにつきましては、通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの ・下宿等申請における契約書等の写しについては、家賃、食費、管理費等の内訳及び契約先、契約期間が確認できるもの	

【説明】

*高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校及び全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

*通学定期購入者以外の人は補助の対象になりません。(回数券、株主優待券など)

*公共交通機関を利用して通学している場合は、学校の最寄駅までが補助の対象となります。

[例:答志 ⇄ (定期船) ⇄ 鳥羽 ⇄ (近鉄) ⇄ 宇治山田 ⇄ (バス) 皇學館大前]

*補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、また近鉄、JR及び定期船については6箇月定期を基準とし、1箇月当たりの額を算定します。(バスの場合1/12、近鉄等は1/6とし算定時の100円未満の端数は切捨てです。(下宿等も同じです。)

様式第1号(第8条関係)

通 学 費 等 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

鳥羽市長 様

申請者(保護者等) 住所
 氏名 (印)
 (電話番号)

鳥羽市高等学校通学費等補助金交付要綱第8条の規定により、通学費等の補助を申請します。

記

○昨年度の補助金申請について 申請あり 申請なし (□に✓してください)

対象生徒氏名等	フリガナ			住所		
	生徒氏名				性別	男
	生年月日	平成 年 月 日生	年齢	歳		
	学校名			学年	年	
通学方法等	区間、航路名					
市営定期船	航路名					
バス	～					
近鉄	～					
J R	～					
下宿等	(下宿等名称)			(1箇月の金額:食費等は除く)		円
	契約期間	年 月 日	～	年 月 日		
振込先	<input type="checkbox"/> 昨年と同様 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 (□に✓してください) <small>※新規、変更の場合のみ記入してください</small>	金融機関			支店	
		口座番号	普通・当座			
		フリガナ				
	口座名義人					

私は、鳥羽市高等学校通学費等補助金交付要綱第10条の規定にもとづき、補助金の支払請求を鳥羽市教育長に委任します。

年 月 日

(印)

※添付書類

- 1 在学証明書又は生徒証明書(写し)
- 2 通学定期券(写し)又は通学定期乗車券発行控(写し)
通学定期乗車券発行(控)については[通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの]
- 3 金融機関の通帳(写し) [振込先確認のため新規、変更時のみ提出してください]
- 4 下宿等の場合、契約書等(写し) [契約額、共益費、食費等の内訳のわかるもの]

鳥羽市高等学校通学費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立鳥羽高等学校（以下「鳥羽高校」という。）の存続を支援とともに、離島地域から高等学校に通学するにあたっての経済的負担を軽減するため、通学定期費及び下宿等に要する費用を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（昭和22年法律第18号）第2条第1項に規定する学校をいう。
- (2) 通学定期費 自宅等から高等学校通学のためのバス、電車又は市営定期船の定期券の購入費をいう。（生徒が通学する最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃に相当するものをいう。）ただし、回数券等を利用して通学する場合を除く。
- (3) 下宿等 離島に住所を有する生徒が、通学のため下宿、アパート、学生寮又は親戚宅等を利用して生活しているものをいう。ただし、保護者（親権を有する者）等（以下「保護者等」という。）が所有する持ち家等に居住するものを除く。

(交付資格者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付を受けようとする生徒の保護者等で、通学定期費又は下宿等の経費を負担している者とする。

(補助要件)

第4条 交付資格者の補助要件は、市内に住所を有することとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、高等学校の第1学年から第3学年までとし、在学中の3年間を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次に掲げる通学定期費の各区分に応じ定めるものとする。ただし、下宿等から高等学校へ通学している場合の通学定期費は対象外とする。

- (1) 通学定期費は6箇月定期相当額を基本とし、その6分の1の額を1箇月の基準額とする。（1箇月通学定期費にあっては、6箇月定期相当額により算定する。）ただし、バスの通学定期費については12箇月定期相当額を基本とし、その12分の1の額を1箇月の基準額とする。この算定による1箇月定期相当額に100円未満の端数があるときはこれ

を切り捨てる。

(2) 下宿等に係る費用（食費等を除く。）とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、契約書及び領収書（以下「契約書等」という。）の確認ができない場合は、対象外とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 県立鳥羽高等学校に通学する場合 通学定期費の2分の1以内
- (2) 離島地域から高等学校に通学する場合（前号の場合を除く）
 - ア 通学定期費の場合 4分の1以内
 - イ 下宿等の場合 下宿等に係る費用の4分の1以内の額（1箇月当り 12,500円を上限とする。）

（交付申請）

第8条 交付資格者は、通学費等補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 購入した通学定期券の写し又は通学定期乗車券発行控の写し（通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの）
- (2) 在学証明書又は生徒証明書の写し
- (3) 金融機関通帳の写し
- (4) 下宿等の契約書等の写し（契約額、共益費、食費等の内訳が明記されているもの）

（交付決定及び通知）

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を通学費等補助金交付決定通知書（様式第3号）又は通学費等補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、交付資格者から提出された通学費等補助金請求書（様式第8号）により補助金を交付するものとする。ただし、交付資格者は通学費等補助金請求書（様式第8号）の提出を鳥羽市教育長に委任することができる。

（交付資格の喪失）

第11条 交付資格者は、次の各号のいずれかに該当した日の属する月をもって資格を失う。

- (1) 鳥羽市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 高等学校に通学しなくなったとき。

（補助金の返還）

第12条 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けた場合は、その全額を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

この告示は、平成25年10月28日から施行する。

この告示は、平成27年3月25日から施行する。

この告示は、平成31年1月24日から施行する。

この告示は、平成31年3月27日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年1月23日から施行する。